

国立大学法人東京学芸大学情報基盤整備推進本部要項の一部改正について

改正理由：情報基盤整備推進本部の機能強化を図るため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 情報化統括責任者（以下「C I O」という。）</p> <p>(2) 情報化統括責任者補佐（以下「C I O補佐」という。）</p> <p>(3) <u>ICTセンター専任教員</u></p> <p>(4) <u>TGU-CSIRT責任者</u></p> <p>(5) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(6) 学長が委嘱する事務職員 若干名</p> <p>(7) 情報基盤課長</p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長はC I Oをもって充て、副本部長はC I O補佐をもって充てる。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項<u>第5号及び第6号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 情報化統括責任者（以下「C I O」という。）</p> <p>(2) 情報化統括責任者補佐（以下「C I O補佐」という。）</p> <p>(3) <u>ICTセンター教員 1名</u></p> <p>(4) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(5) 学長が委嘱する事務職員 若干名</p> <p>(6) 情報基盤課長</p> <p>2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長はC I Oをもって充て、副本部長はC I O補佐をもって充てる。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項<u>第3号から第5号まで</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>[省略]</p>